

運営規程（介護予防通所介護相当サービス）

デイサービスセンター白いはと

（事業目的）

第1条 株式会社 O.live 企画が開設するデイサービスセンター白いはと（以下「事業所」と言う。）が行う大分市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業（通所型サービス）（以下、「通所型サービス」という。）は、高齢者が要支援状態等となった場合においても、その利用者の尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所型サービスに当たる従業者による必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立間の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営方針）

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- （1）通所型サービスは、利用者の要支援状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目的を設定し、計画的に行うものとする。
- （2）事業者自らその通所型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- （3）通所型サービスの提供に当たっては、通所型サービス計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- （4）通所型サービスの提供に当たる従業者は、通所型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- （5）通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- （6）通所型サービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要支援者等に対しては、必要に応じ、その特性に對したサービスの提供ができる体制を整える。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 デイサービスセンター白いはと
- （2）所在地 大分市久原中央1丁目1番43号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 この事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

る。

(1) 管理者（責任者） 1名

管理者は、通所型サービス計画の作成及び説明を行うほか、従業者の管理、通所型サービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、生活指導等その他の通所型サービスの提供に当たる。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、看護その他の通所型サービスの提供に当たる。

(4) 介護職員 2名以上

介護職員は、介護その他の通所型サービスの提供に当たる。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能訓練指導その他の通所型サービスの提供に当たる。

(営業日、営業時間)

第5条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(但し 12/31～1/2 は休日とする)

(2) 営業時間 8時45分から17時00分までとする。

(3) サービス提供時間 9時00分から16時30分までとする。

(4) 延長サービス可能時間帯 提供前 7時00分～9時00分 提供後 16時30分～18時30分

(利用定員)

第6条 利用定員は、18人とする。

(指定通所介護等の内容)

第7条 この事業所が行う通所型サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 生活等についての相談、助言

(2) 機能訓練

(3) 必要な日常生活上の世話

(4) 健康状態の確認

(5) 食事の提供

(6) 入浴

(7) 送迎

(利用料その他の費用)

第8条 通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び大分市長が定める基準によるものとし、当該通所型サービスが法定代理受領サービスであ

るときは、その額に介護保険負担割合証による自己負担割合を乗じた額とする。

- 1 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う通所型サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えてから、おおむね片道 1km ごとに 200 円を徴収する。
- 2 前 2 項の他、次に掲げる費用を徴収する。
 - 1) 食費 530 円／日（税別）
 - 2) おむつ代 実費
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対し、文書により事前に説明を行うとともに、利用者又はその家族からの同意を得るものとする。また、金額の変更を行う場合も同様の取り扱いとする。

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 通常の事業の実施地域は、大分市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 10 条 サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- （1）事業所内では飲酒しないこと。
- （2）施設内での喫煙は禁止。
- （3）従業者の指示に従う。

（緊急時等における対応方法）

第 11 条 通所型サービスに当たる従業員は、現に通所型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（非常災害対策）

第 12 条 管理者は、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年 2 回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 1 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（苦情処理に関する事項）

第 13 条 サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 1 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若し

くは照会に応じ、及び市町村行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 2 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- （2）虐待防止のための指針の整備
- （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所はサービス提供中に当事業所従業者及び擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（記録の整備）

第15条 事業所は、次にあげる諸記録を整備するものとする。

- 1 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 2 事業者は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。
- 3 前項の完結の日は、当該サービスを提供した日（又は当該処遇を行った日）とする。ただし、「苦情の内容等の記録」又は「事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録」については、当該記録を整備した日を完結の日とする。

（地域との連携等）

第16条 通所型サービス事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 通所型サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、通所型サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

- 3 通所型サービス事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成す

るとともに当該記録を公表するものとする。

4 事業所は、通所型サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、通所型サービスに当たる従業者の資質の向上のための研修を、次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 人権の擁護に関する研修 年1回以上
- (3) 虐待の防止に関する研修 年1回以上
- (4) 認知症ケアに関する研修 年1回以上
- (5) 介護予防等に関する研修 年1回以上
- (6) 継続研修 年1回以上

- 1 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれからの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 3 事業所はすべての従業者等に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、適切な指定通所型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社 O.live 企画と事業所の管理者との基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 23 年 12 月 1 日に改定し施行する。

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日に改定し施行する。

この規定は、平成 26 年 7 月 1 日に改定し施行する。

この規定は、平成 27 年 1 月 1 日に改定し施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 11 日に改定し施行する。

この規定は、平成 27 年 12 月 1 日に改定し施行する。

この規定は、平成 28 年 11 月 1 日に改定し施行する。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日に改定し施行する。

この規定は、令和 2 年 5 月 1 日に改訂し施行する。

この規定は、令和 5 年 8 月 1 日に改訂し施行する。

この規定は、令和 7 年 8 月 1 日に改訂し施行する。